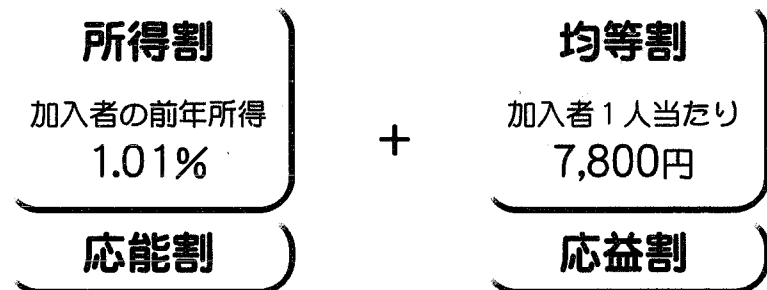


介護分保険税の税率

国保加入者で、40歳から64歳までの人の決め方は、2つの項目をもとに算定します。



○最高限度額は、70,000円です。

介護分保険税の減額について

医療分保険税と同様に応益割（均等割）について軽減措置があります。医療分保険税該当世帯で、軽減措置されている世帯は、介護分についても軽減されます。

7割軽減
 総所得金額が
 33万円以下
 の世帯

5割軽減
 総所得金額が
 (33万円+24.5万円×世
 帯主を除く被保険者数)
 以下の世帯

2割軽減
 総所得金額が
 (33万円+35万円
 ×被保険者数)
 以下の世帯

均等割
 7,800円
 2,340円
 (5,460円)
 軽減

3,900円
 (3,900円)
 軽減

6,240円
 (1,560円)
 軽減

<保険税の計算例>

◆4人家族の場合

営業所得 2,000,000円
 固定資産税額 60,000円

○所得割
 $(2,000,000円 - 330,000円) \times 8.58\%$
 = 143,286円

○資産割 60,000円 $\times 19.37\%$
 = 11,622円

○均等割 4人 $\times 22,530円$
 = 90,120円

○平等割 1世帯当たり
 = 32,920円
 (計 277,948円)

① 277,900円
 (※100円未満切り捨て)

◆2人が介護保険に加入 (40~64歳に該当)

○所得割
 $(2,000,000円 - 330,000円) \times 1.01\%$
 = 16,867円

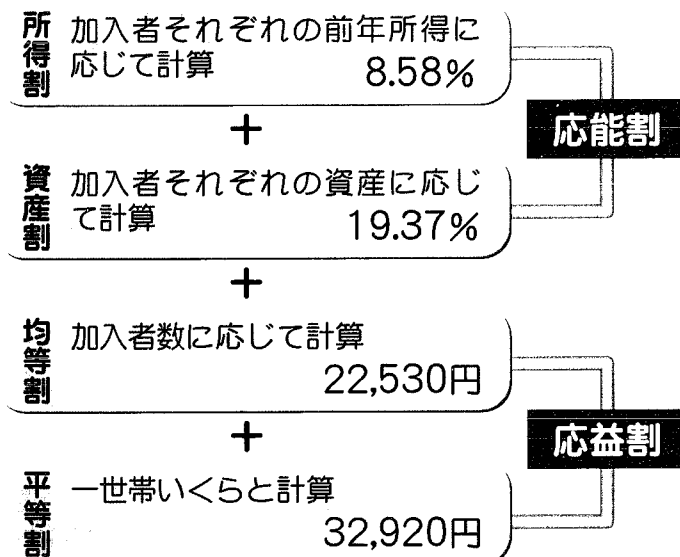
○均等割 2人 $\times 7,800円$
 = 15,600円
 (計 32,467円)

② 32,400円
 (※100円未満切り捨て)

①+②=年税額 **310,300円**

医療分保険税の税率

保険税の決め方は、保険税の総額を4つの項目をもとに算定します。



○最高限度額（賦課限度額）は、530,000円です。

医療分保険税の減額について

低所得者救済のための応益割（均等割・平等割）について、軽減措置があります。

判定基準	均等割	平等割
7割軽減 総所得金額が 33万円以下 の世帯	22,530円 6,759円 (15,771円) 軽減	32,920円 9,876円 (23,044円) 軽減
5割軽減 総所得金額が (33万円+24.5万円×世 帯主を除く被保険者数) 以下の世帯	11,265円 (11,265円) 軽減	16,460円 (16,460円) 軽減
2割軽減 総所得金額が (33万円+35万円 ×被保険者数) 以下の世帯	18,024円 (4,506円) 軽減	26,336円 (6,584円) 軽減

平成12年度

一人ひとりの保険税が国保を支えています
**国民健康保険税率が
 決まりました**

●保険税の決め方●
 その年に予測される医療費から、国・県の補助金、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた部分が保険税となり、今年度から（医療分）と（介護分）を合せた額となります。